

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	広報課
委 託 業 務 名	「点字版広報おおつ」・「声の広報おおつ（カセットテープ版及びデ イジー版）」製作及び発送業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市内一円
概 要	大津市内に在住する視覚障害者に「広報おおつ」の中から市政に 関する視覚障害者が必要とする情報を提供することを目的とする。 本業務内容は、「点字版広報おおつ」・「声の広報おおつ（カセット テープ版及びデイジー版）」を作成・発行し、配布することである。 ＜令和6年度予定＞ 「点字版広報おおつ」 95部／月 発行回数 年間12回 「声の広報おおつ（カセットテープ版）」 45本／号 発行回数 年間12回 「声の広報おおつ（デイジー版）」 65枚／号 発行回数 年間12回
契 約 期 間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年 4月 1日
契 約 金 額	4, 115, 868円（税込）
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕大津市におの浜四丁目2－33 〔名 称〕大津視覚障害者協会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	「点字版広報おおつ」や「声の広報おおつ」の配布を希望している視 覚障害者の多くが大津視覚障害者協会の会員であり、同協会は市内在 住の視覚障害者が必要とするニーズを把握している。 同協会は、大津市内で「点字版広報おおつ」等を製作するために必要 とされる点字に置き換える専門的な技術を有し、「広報おおつ」の内容か ら、視覚障害者が必要とする項目を抽出し、限られた紙面の中で「点字 版広報おおつ」等を作成することが可能な唯一の団体であるため。

根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。